
三井環メールマガジン —— 法務検察の闇を斬る

2012年 3月20日 Vol.0048

「最高権力」検察をどうすれば変えられるのか ②

■法曹養成の段階から制度を見直すべき■

辻:

やはり法曹養成のあり方を見直す必要があると思います。今は司法試験に受かると1年の司法修習ですが、その間に弁護士の見習いのような修習をやり、裁判所で修習をやり、検察庁で修習をやります。検察庁での修習の半分は検事に代わって取り調べをやるんです。なぜ権限もない、地位もちゃんとしていない修習生が取り調べができるのか。私も安田弁護士もそれは違法だからと言うので修習時代に拒否しました。しかし追及して自白を強要するような取り調べを修習としてやるわけです。つまり法曹養成の収集でも、取り調べる側は、決して自分は逆の立場にならないという前提があるわけです。だから私はそうではない、修習中に被疑者として、留置所でもいいですが、10日間ほど逮捕・勾留されての体験修習があってしかるべきだと思います。

もう一つは、涙を流しながら「自分がやりました」という自白は、作られた美しいストーリーであって、実際は全然違うわけですよ。志布志事件を見てもそうですが、いつ出られるかわからない、再逮捕して、再再逮捕して、永遠に外に出さない、お前の家族は悲しい思いをしているとか、実刑になるとか、今認めれば罰金で出られる、みたいに精神的に追い込まれ、しかも外との情報が遮断されているわけですから、孤立無援の状態の中で落とされるわけですよ。この間の大阪府警の東署で録音テープを取られていた内容、「殺したるか」みたいなことが延々と続くわけですよ。

安田:

自白は強要だけではなく、そのほかにもいろいろな道具立てがありまして、留置所の係官がコソコソと「もう認めた方がいいよ」と言ったり、それから牢名主のような同房者が「お前なあ、これはこうなんだよ」と説教するんですね。警察官もガンガンと荒っぽくやる一方で、退職近い捜査官がしみじ

みと優しく語りかける、つまり泣き落としをするんですね。警察でも4課と2課と1課ではやり方は違うんです。4課はマル暴ですから、「コラー！」とガンガンやりますが、2課は経済警察で知能犯ですから、理詰めで反論できないところまで同時に悪いことをしてしまったのではないかと錯覚させるんですね。そしてその後には検察がしまして、彼らはインテリなんです。インテリはインテリに弱いので、本当に一気に落ちるんです。これらが上手に使い分けられて、自白に持ち込まれるというのが実情だと思いますね。

三井:

捜査や取り調べというのは戦争なんですよ。戦争とは荒いことをやります。相手をやるかこちらがやられるかが戦争なんです。私は29年検事をやりましたが自白をしなかったのは3人しかいなかった。一人は山口組の竹中正久で、あとの二人は中核派です。中核なんて黙秘するとずっとしゃべらない。それを朝から晩まで毎日毎日、20日間調べれば200何時間もですよ。だから検事もしんどいんですよ(笑)

たとえば朝鮮総連本部ビル売却での詐欺事件で逮捕された元公安調査庁長官の緒方重威さんは30年も検事をやっていたんですよ。それなのに娘さんの事などいろいろ言われて虚偽自白しているんです。虚偽自白でも検面(検察官面前調書)作ったら、法廷でいくら言っても裁判官は検面を信用するから、将来が駄目になるとわかっていても自白してしまうんです。

青木:

僕は緒方さんに「なぜ虚偽自白をしちゃったんですか」と聞いたことがあるんです。彼の答えはこうです。つまり、容疑を認めればすぐに保釈を受けられ、裁判でも情状酌量を訴えれば執行猶予がつくかもしれない。ところが否認すれば延々と保釈が受けられない。その上、緒方さんの捜査には東京地検特捜部が乗り出していた。特捜部が法務・検察の組織防衛のため面子をかけて動いているということは100%起訴です。否認して起訴されれば裁判も長期化して膨大な弁護士費用がかかり、実際に無罪を勝ち取れる可能性など皆無に近い。検察が起訴した際の有罪率は99.9%ですからね。そのうえに裁判で無実を訴えれば、下手をすると「反省の色がない」といって執行猶予が付かない可能性がある。緒方さんは捕まって取り調べを受けた時、それが全部わかったというんですね。起訴する側の検事を長年務め「天皇の認証官」である高検検事長にまで上り詰めているわけですから。挙句の果てに密室の中でバンバンとやられるとガクッと落ちてしまったと。現在の刑事司法の問題点と検察の内実が分かるから、逆に落ちてしまうということもあります。

安田:

そういう場合に弁護士がどういうアドバイスをするかが大切なんです。今の裁判の実情を前にして、被疑者から「否認して勝てますか」と聞かれて「勝てる」と答える弁護人はほとんどいないと思いますよ。また、「いつまで身柄が拘束されますか」と訊かれて「いつなら出られます」と答えられる人もいません。結局、被疑者は勝てる見通しもない中でいつまでも入れて置かれるおそれを前にして、それでも真実を通して否認するかどうかという選択を迫られるわけです。弁護人からも「認めて出た方が……」と説得されること

も多々あるわけです。僕の場合もそうでしたからね。僕もパクられたことがあります。ある友人の弁護士が来て「これは認めて早く出た方がいい。早く弁護士バッジを外して検察官に謝った方がいい。そうすれば起訴されないかもしれないし、仮に起訴されても裁判はすぐに終わって執行猶予になるじゃないか。そして執行猶予期間が過ぎれば、すぐに復活できるじゃないか」と言ってきたこともあり。未決の場合、勾留はいつまでも続くわけです。刑罰なら懲役1年6月とか決まっているわけですから、1日我慢すれば1日自由になる日が近くなるのですが未決の場合はそうではないんですね。あの不安感はずごいものですよ。だからよほどしっかりした弁護士が付いていないと裁判を闘い切れません。

■ 検察のトップを在野法曹から出すべき ■

篠田:

安田さんとしては検察がこれだけ追及されている中で、どういうことをしたらいいとお考えですか。

安田:

実現するはずはないかもしれませんが、私は、最低限3つのことをしなければならぬと思っています。1つは検事正以上は全て民間法曹、つまり在野法曹から出す。地検の長が検事正です、高検は検事長、最高検は検事総長ですが、全員民間から出すことが必要だと思います。そうすれば、検察の無責任態勢、言い換えれば無答責態勢もなくなりますし、官僚的で軍隊的な体質や、検察の政治を支配しようとする体質もなくなると思いますね。その次が特捜の解体です。そうすれば、特捜的な捜査手法、つまり、国策的な捜査や証拠を無視した捜査はなくなるでしょうし、検察が政治に介入するということもなくなるだろうと思いますね。3つ目は捜査の全面可視化です。これによって少なくともあからさまな自白の強要はなくなると思います。

3~4年前に取り調べ可視化が問題になりそうになった時があるんですが、その時に検察がどういう形で逃げたかと言うと、通告制度というものを設けたんです。最高検が、各地検に、取り調べについて、被疑者、あるいは弁護士、関係者から取り調べに異議が出た場合は、必ず主任検事は検事正に報告して、検事正が調査してその結果を通告した人に回答するという制度を設けたんです。それによって検察庁法、適格審査会、可視化の問題などを内部の規則によって全部潰してしまっただけです。違法な取り調べが行われていると申し立てしますと、忘れたころに電話がかかってくるだけで、実際は何も機能してないんです。今回の検察改革も内部規則を変えることくらいで終わってしまうのかなという感じもしてまして、また危機感を感じているんです。

三井:

今、安田弁護士が言われたことは、私も以前から言ってきた。検事総長、検事長、検事正も民間人から選挙でやりましょうとずっと書いてきました。そうすれば今回の大阪地検の暴走もそうですが、検察の暴走をチェックできるんです。

法務省の課長連中はみんな検事ですよ。検察官の俸給の法律があるんです。法務省の課長になったら検事の俸給を払う必要がないじゃないですか。一般の行政官ですよ。それが法務省の課長連中は全部検事ですよ。法務省の課長以上には上級試験を通った人は誰もいませんよ。

(2010年新宿ロフトプラスワンにて 検察批判を続ける当事者たちの議論会)

2011『創』2月号より 次号に続く

—
著者: 三井環(元大阪高検公安部長)

公式Web: <http://www.solidarite.jp/>

登録／配信中止はこちら: <https://foomii.com/mypage/>
